

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

本業務は技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。なお、本業務の予定価格が1,000万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

なお、本業務は入札手続きの合理化を図るため、入札契約手続きの一部の窓口について分任支出負担行為担当官とは異なる事務所にて集約化を行う「事務集中化の対象業務」です。

また、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は1730者程度が見込まれる。

令和7年3月28日

分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 若公 崇敏

1. 業務概要

(1) 業務名

琵琶湖管内水文資料標準照査業務(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、水文観測業務規程に基づき琵琶湖河川事務所管内の水文観測所で令和7年(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)に観測したデータの標準照査、琵琶湖河川事務所管内の水質自動観測所の観測データの資料整理及び令和6年度の琵琶湖水質評価のとりまとめのためのデータ整理を行うものである。

(3) 業務の内容

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・琵琶湖河川事務所管内に存在する雨量観測所22箇所、水位観測所11箇所、水位流量観測所2箇所、地下水位観測所6箇所、水質観測所(水質自動監視装置)3箇所、風向風速観測所1箇所の水文資料を「水文観測業務規程関係集」及び「水文観測データ統計処理要領」に基づき、水文水質データベースにて整理する。
- ・観測機器の点検報告、電子ロガー及び自記記録を確認し、観測機器の異常等が確認された場合には、必要に応じて補正を行う。
- ・雨量・水位データについて、「水文観測データ品質照査の手引き(改定案)」に基づき検定作業(標準照査)を行う。
- ・琵琶湖河川事務所管内の水質自動観測所3箇所の水質関係測定データについて、資料整理を行う。
- ・令和6年度の琵琶湖における水質の評価をとりまとめるためのデータ整理を

行う。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日

(5) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料の提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えるものとする。

(6) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(7) 発注者の承諾を得て紙方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取扱いについて留意すること。

(8) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2. 競争参加資格

競争参加資格者は、下記(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は下記(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）

第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2)の再認定を受けたものを除く）でないこと。

4) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。

5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

6) 入札参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の入札説明書及び設計図書等に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（CD-R等）を下記4.（2）2)に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。

なお、「返信用封筒」は簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼付すること。（以下、同じ）また、「郵送」は、郵送（書留郵便に限る）または託送（書留郵便と同等のものとする。）によるものとする。（以下、同じ）

- 7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- 8) 本業務に設計共同体として資料を提出した場合、その構成員は、単体として資料を提出することはできない。

(2) 設計共同体

上記(1)1)から7)まで(ただし、上記(1)6)については設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。)に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた業務分担となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示(設計共同体)」(令和6年1月29日付け近畿地方整備局長)に示すところにより、近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を開札の時までに受けているものであること。

(3) 業務拠点に関する要件

競争参加資格確認申請者は、近畿地方整備局管内(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)に業務拠点(配置予定主任技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ。)を有するものであること。

(4) 業務実績に関する要件

平成27年度以降に完了した以下に示す業務(令和6年度完了予定も対象に含む。なお、業務成績評定がなされていない業務も実績として認めるものとする。)の実績を1件以上有すること。

なお、設計共同体にあっては、構成員のうちのいずれかの企業が、平成27年度以降に完了した以下に示す業務(令和6年度完了予定も対象に含む。なお、業務成績評定がなされていない業務も実績として認めるものとする。)において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づき業務成績評定が成されている業務においては、業務成績が60点未満(本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。)でないことで実績として認める。また、調査基準価格を下回る価格で契約した業務においては、業務成績が70点未満(本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。)でないことで実績とする。

実績として認める業務

国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政事務補助業務、公物管理補助業務(河川)、事業促進PPP、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務(河川)、調査検討・計画策定業務(河川)、管理施設調査・運用・点検業務(河川)、測量業務。

(5) 配置予定主任技術者に対する要件

1) 配置予定主任技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者であること。

- ・技術士(総合技術監理部門(建設に関する科目に限る。))又は建設部門)
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者の資格を有する者
- ・測量士
- ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者

- ・河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者（※1）
- ・RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）またはRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第三条ロにより国土交通大臣に認定された者。

※1「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

2) 配置予定主任技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

平成27年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和6年度完了予定も対象に含む。なお、業務成績評価がなされていない業務も実績として認めるものとする。）の実績を1件以上有すること（照査技術者として従事した業務は実績として認めない。）。ただし、地方整備局委託業務等成績評価要領に基づき業務成績評価が成されている業務においては、業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）でないことで実績として認める。

業務実績には、平成27年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

ア 同種業務

国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理補助業務（河川）、河川管理施設調査・点検業務、事業促進PPP

イ 類似業務

- ・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（河川）、河川管理施設調査・点検業務、事業促進PPP
- ・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務又は行政事務補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川）の予備設計又は詳細設計、調査検討・計画策定業務（河川）、管理施設運用業務（河川）、測量業務、監理技術者又は主任技術者として従事した土木工事

3) 直接的雇用関係

配置予定主任技術者は、本業務の履行期間中、本業務を発注者から受注した者と直接的な雇用関係があること。

4) 手持ち業務量

配置予定主任技術者は、令和7年4月1日現在におけるすべての手持ち業

務（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、当該年度の割合に応じた額とする。以下、同じ。）の契約金額の合計が5億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満であること。ただし、本業務の予定価格が1,000万円を超える業務においては、手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る価格で落札したものがあつた場合は、手持ち業務量に制限がかかるものとする。

なお、国土交通省の所管に係る業務で、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（翌債）（財政法第43条の3）により、履行期間を延長して前年度から当該年度に繰越を行ったもの（事故繰越し（財政法第42条ただし書き）を行った業務は除く。）は手持ち業務に含まない。

また、手持ち業務とは主任技術者等として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう（詳細は入札説明書参照）。

3. 総合評価に関する事項

（1）落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 競争参加資格確認申請書等を提出した者であること。
- 2) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、入札価格は設計図書に基づき算出するものとする。
- 3) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいてくじ引きを実施し、落札者を決定する。
- 4) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合における落札者の決定方法

ア 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約については、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ 上記イ「予決令第86条の調査」の内容については、近畿地方整備局のホームページに記載しているとおりにする。

https://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/index.html

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の満点は60点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記A、B、Cの評価項目毎及び本業務の予定価格が1,000万円を超える場合には、Dの評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

A 配置予定技術者の経験及び能力

B 実施方針

C 賃上げの実施

D 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{Aに係る評価点}) + (\text{Cに係る加点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{Dの評価に基づく履行確実性度})$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{Bに係る評価点})$$

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒520-0803 滋賀県大津市竜が丘4番5号

近畿地方整備局 総務事務センター滋賀分室

TEL: 077-526-5971 Mail: kkr-ke-keiri@gxb.mlit.go.jp

(2) 入札説明書及び見積りに必要な図書等の交付期間及び交付場所

入札説明書及び見積りに必要な図書等は、電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄からダウンロードすること）。

交付期間は、公告日から令和7年4月14日（月）

までのうち行政機関の休日に

関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、8時30分から18時00分まで（最終日は、12時00分まで）とする。ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体（CD-R等）を下記2）に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより、電子データにて交付するので、下記2）にあらかじめ申し出たうえで、以下の場所、期間にて交付する。

- 1) 交付期間：公告日から令和7年4月14日（月）までの休日を除く毎日、
9時00分から16時30分まで（最終日は、12時00分まで）とする。
 - 2) 申込先及び交付場所：
〒520-0803 滋賀県大津市竜が丘4番5号
近畿地方整備局 総務事務センター滋賀分室
TEL：077-526-5971 Mail:kkkr-ke-keiri@gxb.mlit.go.jp
 - 3) 交付申込期限：令和7年4月11日（金） 12時00分まで
- (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法
- 1) 提出期間：公告日から令和7年4月14日（月）までの休日を除く毎日、
8時30分から18時00分まで。（最終日は、12時00分まで）
なお、紙により持参する場合は、9時00分から16時30分まで。
（最終日は、12時00分まで）
 - 2) 提出先（紙による持参、郵送等による場合）：上記（1）に同じ
 - 3) 提出方法：技術資料等アップロードシステムを使用して提出すること。
ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、郵送等により提出すること。なお、FAXによる申請は認めない。
- (4) 競争参加資格確認結果の通知日
競争参加資格確認結果の通知は令和7年4月24日（木）を予定する。
- (5) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所
入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること（郵送又はFAXによる提出は認めない）。
- 1) 電子入札システムによる締切は、令和7年5月14日（水）12時00分。
 - 2) 紙により持参の場合は、令和7年5月14日（水）12時00分までに近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 経理課に提出すること。
 - 3) 開札は、令和7年5月15日（木）14時00分近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 入札室にて行う。
5. その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除
 - 2) 契約保証金 免除
 - (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - (4) 手続における交渉の有無 無
 - (5) 契約書作成の要否 要
 - (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.（1）に同じ。

- (7) 競争参加資格確認申請書等に関して、ヒアリングを行う場合がある。
- (8) 上記2.(1)2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業又は一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員に含む設計共同体も、上記4.(3)により競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 競争参加資格確認申請書等の作成に関する費用は、競争参加資格確認申請書等の提出者の負担とする。
- (10) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、競争参加資格確認申請書等を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (11) 競争参加資格確認申請書等の提出後において、競争参加資格確認申請書等に記載された内容の変更は認めない。また、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者は原則として変更できない。落札者決定後、配置予定技術者の配置ができない場合、契約を結ばないことがある。
- (12) 暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (13) 予算成立の事情により、本業務の入札日を変更する場合や、取りやめる場合がある。
- (14) 詳細は入札説明書による。

以 上